

令和4年度用高等学校教科書「高等学校 情報I／情I 708」 訂正のお願い

常日頃は弊社書籍をお使いいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在ご指導いただいている標記教科書におきまして、下記の訂正を行いました。誠に恐れ入りますが、この訂正に関して、生徒の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、訂正の内容は弊社ウェブサイト内(<https://www.chart.co.jp/top/teisei/>)にも掲載いたします。また、この訂正内容は、令和5年度供給の教科書では修正済みでございます。

教科用図書検定規則に基づきお知らせするとともに、ご迷惑をおかけいたしますこと、書面をもちまして、深くお詫び申し上げます。

頁	行	原 文	訂正文
94	29	とえば、 $101.11_{(2)}$ は、 $1.0111 \times 2^2_{(2)}$	とえば、 $101.11_{(2)}$ は、 $1.0111_{(2)} \times 2^2$
94	図 12		

記述の更新等に関するお知らせ

「デジタル社会形成基本法」の施行に伴い「IT 基本法」が廃止されたことを受け、現在ご指導いただいている標記教科書におきまして、文部科学省に下記の記述の変更の申請を行い承認されましたので、令和5年度供給の教科書より次のように記述を変更いたします。教科用図書検定規則に基づきお知らせいたします。

なお、訂正の内容は弊社ウェブサイト内(<https://www.chart.co.jp/top/teisei/>)にも掲載いたします。

頁	行	内 容					
21	表 1	原文	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通称</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IT 基本法</td> <td>情報社会に対する国の理念や方針を定めた法律。</td> </tr> </tbody> </table>	通称	概要	IT 基本法	情報社会に対する国の理念や方針を定めた法律。
通称	概要						
IT 基本法	情報社会に対する国の理念や方針を定めた法律。						
訂正文	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通称</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デジタル社会形成基本法</td> <td>「デジタル社会」の形成に関する国の理念や方針を定めた法律。</td> </tr> </tbody> </table>	通称	概要	デジタル社会形成基本法	「デジタル社会」の形成に関する国の理念や方針を定めた法律。		
通称	概要						
デジタル社会形成基本法	「デジタル社会」の形成に関する国の理念や方針を定めた法律。						

頁	行	内 容	
21	4 - 16	原文	<p>世界規模で急成長しているインターネットをはじめとした情報社会において、すべての国民が安心して IT(情報技術) を享受できるように国が理念・方針を定めた法律として、2001年に 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT 基本法) が定められた。</p> <p>これとともに、情報技術の利活用を促進するための法制度と、情報社会の進展によって生じる問題を解決し、より適正な情報社会をもたらすための法制度が整備されつつあり、情報社会における法規や制度の必要性は年々増している。</p> <p>情報技術の利活用を促進するための法律には、情報公開法、デジタル手続法、電子署名法などがある。</p> <p>問題を解決し、より適正な情報社会をもたらすための法律には、個人情報保護法、著作権法、不正アクセス禁止法などがある。</p> <p>さらに、政府自治体や民間企業などがもつ、多様で大量のデータの活用を推進するための法律として、2016年に 官民データ活用推進基本法 が定められた。</p>
		訂正文	<p>世界規模で急成長しているインターネットをはじめとした情報社会において、すべての国民が安心して IT(情報技術) を享受できるように国が理念・方針を定めた法律として、2001年に IT 基本法 が定められた。これとともに、情報技術の利活用を促進するための法制度と、情報社会の進展によって生じる問題を解決し、より適正な情報社会をもたらすための法制度の整備が進んだ。</p> <p>情報技術の利活用を促進するための法律には、情報公開法、デジタル手続法、電子署名法などがある。</p> <p>問題を解決し、より適正な情報社会をもたらすための法律には、個人情報保護法、著作権法、不正アクセス禁止法などがある。</p> <p>さらに、政府自治体や民間企業などがもつ、多様で大量のデータの活用を推進するための法律として、2016年に 官民データ活用推進基本法 が定められた。</p> <p>2021年には、IT 基本法の後継となるデジタル社会形成基本法が定められ、さらに法制度の整備が進んでいる。</p>

頁	行	原 文	訂正文
206	3段目下部	高度情報通信ネットワーク	(削除)
206	4段目上部	社会形成基本法………21	(削除)
207	1段目下部	デジタル………48 デジタル証明書………139 デジタル署名………139	デジタル………48 デジタル社会形成基本法…21 デジタル証明書………139